

ふぐ取扱所営業者の地位の承継届 審査基準

【事務の根拠】

○東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年三月三十一日条例第五十一号。以下「条例」という。）

第十二条の二

営業者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面及び次条第一項の認証書を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

【認証に係る地位の承継の申請書の様式】

○条例施行規則（昭和六十一年六月二十四日規則第二百二十三号）第十三条の二

条例第十二条の二第二項の規定により営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第十二号様式による営業者の地位の承継届に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び条例第十三条第一項の認証書を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

- 一 相続による承継の場合 戸籍謄本及び相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 二 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

(ふりがな)

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

被相続人との続柄

電話番号

()

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

営 業 者 の 地 位 の 承 継 届

下記のとおり営業者の地位を承継したので、東京都ふぐの取扱い規制条例第 1 2 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

地位の承継の原因 (○を付ける。)	相 続 ・ 合 併 ・ 分 割
被相続人の氏名又は合併により消滅した法人若しくは分割前の法人の名称及び代表者の氏名	
被相続人の住所又は合併により消滅した法人若しくは分割前の法人の主たる事務所の所在地	
相続開始、合併又は分割の年月日	年 月 日
ふ ぐ 取 扱 所 の 名 称 等	
ふ ぐ 取 扱 所 の 所 在 地	
専 任 の ふ ぐ 調 理 師 氏 名	
専任のふぐ調理師の免許番号	第 号
現に受けている認証の年月日	年 月 日

添付書類

- 1 認証書
- 2 相続の場合は、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

健康安全課收受印	保健所経由印	※ 承継しようとするふぐ取扱所の認証書が汚損していた場合は、同時に再交付申請をしてください。